

まん延防止等重点措置期間の外遊びについて

(※現時点では8月26日から9月12日。期間延長に伴って延長する場合もある。)

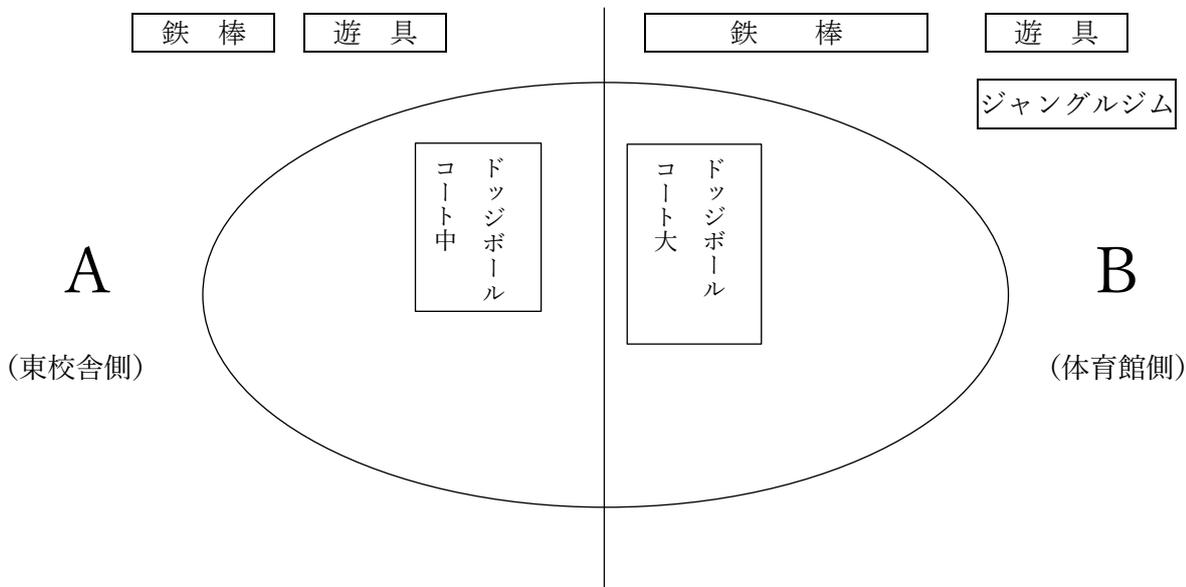
共通理解事項

- ・異学年の交流を避けながらも遊びや運動の機会を確保するために、校庭を二つに分けて、学年の割当を設定して外遊びを実施する。
- ・体育館を使用する場合は、必ず担任が付いたうえで活動させる。感染予防に十分留意し、けがもしいような遊びを考えて(考えさせて)活動させる。担任が適宜指導をする。

○校庭と体育館の割り当てについて (かしわ学級は交流学年の割当てで活動)

	曜日	月		火		水		木		金	
		校庭A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
朝	校庭	3年	4年	5年	6年	2年	6年	4年	2年	3年	5年
業間	校庭	1年	6年	3年	2年	5年	4年	1年	4年	6年	1年
	体育館	2-1		6-1		1-1		3-1		4-1	
昼休み	校庭	2年	5年	4年	1年	6年	3年	3年	2年	5年	2年
	体育館	1-2		6-2		2-2		5-1		4-2	
放課後	校庭	2年	6年	3年	4年	5年	3年	5年	6年	4年	2年

○校庭のA・Bの割当てについて



(教室掲示用)

そとあそ 外遊びのわりあてについて

	曜日	月		火		水		木		金	
	校庭A B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
朝	校庭	3年	4年	5年	6年	2年	6年	4年	2年	3年	5年
業間	校庭	1年	6年	3年	2年	5年	4年	1年	4年	6年	1年
	体育館	2-1		6-1		1-1		3-1		4-1	
昼休み	校庭	2年	5年	4年	1年	6年	3年	3年	2年	5年	2年
	体育館	1-2		6-2		2-2		5-1		4-2	
放課後	校庭	2年	6年	3年	4年	5年	3年	5年	6年	4年	2年

校庭のA・Bについて

